

# 新旧対照表

ふじのくに出会いサポートセンター会員規約の一部改正

ふじのくに出会いサポートセンター会員規約の一部を次のとおり改正する。

改 正 前
<p>1～6 (略)</p> <p>7 会員登録に必要な書類等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 健康保険証 (写し)</u></p> <p><u>(4) 直近の所得を確認できる書類等 (写し)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票、確定申告書の控え又は所得証明書のうち、いずれか一つを提出してください。</li> <li>・副業等により、複数の所得を合算する場合は、それぞれの所得を確認できる書類を全て提出してください。</li> <li>・個人事業主の方は、確定申告書の控えなど年収と所得を確認できる書類を提出してください。</li> <li>・所得証明書については、お住まいの市町村の自治体により、名称が異なる場合があります。年収と所得を確認できる証明書を提出してください。</li> <li>・対象年及び発行元が確認できるように提出してください。</li> <li>・給与明細や年間の収入を試算した書類での代用はできません。</li> </ul> <p><u>(5) プロフィール用写真 (最大2枚)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無帽で本人のみが写り、3か月以内に縦型で撮影されたものをデータで提出 (3MB以下)</li> <li>・1枚目の写真は必須であり、顔がはっきりとわかる (マスク着用なし) 上半身が写っているもの</li> <li>・2枚目の写真は任意とします。いずれの写真も第一印象に影響しますので、異性に対し、御自身の魅力が十分に伝わる写真を選んでください。</li> <li>・プロフィール用写真としてふさわしくない場合 (顔が正面ではない、本人が小さすぎる、本人の位置が中央でない、背景に他者が写っている、暗すぎる、個人情報が含まれている等) 及びセンターの職員が不適切と判断した写真 (編集・合成・加工された写真等) の場合は、差替えを求めることがあります。</li> <li>・プロフィール用写真は、開示又は非開示の選択ができます。ただし、非開示の場合でも、お見合い申込の際は、申し込んだ相手へ開示されます。</li> </ul> <p>8～14 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、令和4年1月10日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、令和4年6月13日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、令和5年10月1日から施行する。</p>

# 対 照 表

## 改 正 後

1～6 (略)

### 7 会員登録に必要な書類等

(1)～(2) (略)

#### (3) 直近の所得を確認できる書類等 (写し)

- ・源泉徴収票、確定申告書の控え又は所得証明書のうち、いずれか一つを提出してください。
- ・副業等により、複数の所得を合算する場合は、それぞれの所得を確認できる書類を全て提出してください。
- ・個人事業主の方は、確定申告書の控えなど年収と所得を確認できる書類を提出してください。
- ・所得証明書については、お住まいの市町村の自治体により、名称が異なる場合があります。年収と所得を確認できる証明書を提出してください。
- ・対象年及び発行元が確認できるように提出してください。
- ・給与明細や年間の収入を試算した書類での代用はできません。

#### (4) プロフィール用写真 (最大2枚)

- ・無帽で本人のみが写り、3か月以内に縦型で撮影されたものをデータで提出 (3MB以下)
- ・1枚目の写真は必須であり、顔がはっきりとわかる (マスク着用なし) 上半身が写っているもの
- ・2枚目の写真は任意とします。いずれの写真も第一印象に影響しますので、異性に対し、御自身の魅力が十分に伝わる写真を選んでください。
- ・プロフィール用写真としてふさわしくない場合 (顔が正面ではない、本人が小さすぎる、本人の位置が中央でない、背景に他者が写っている、暗すぎる、個人情報が含まれている等) 及びセンターの職員が不適切と判断した写真 (編集・合成・加工された写真等) の場合は、差替えを求めることがあります。
- ・プロフィール用写真は、開示又は非開示の選択ができます。ただし、非開示の場合でも、お見合い申込の際は、申し込んだ相手へ開示されます。

8～14 (略)

#### 附 則

この規約は、令和4年1月10日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和4年6月13日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和5年10月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和6年12月1日から施行する。

